

第 22 回 地方分権改革有識者会議・  
第 27 回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成 27 年 9 月 2 日（水） 14：00～15：55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、市川晃議員、後藤春彦議員、白石勝也議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、森雅志議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、野口貴公美構成員（小早川構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、平将明内閣府副大臣、小泉進次郎内閣府大臣政務官、石原一彦内閣府審議官、池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

議事

（1）平成 27 年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第 1 次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（2）その他

---

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから、第 22 回「地方分権改革有識者会議」と第 27 回「提案募集検討専門部会」合同会議を開催したいと存じます。

本日は、秋来ぬとと思っていたのですが、蒸し暑さがぶり返してまいりまして、お暑い中を議員の皆様方、それから、構成員の皆様方、御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

さらに、本日は、大変御多用中のところを、石破大臣、平副大臣、小泉政務官に御臨席をいただいております。伏して御礼を申し上げる次第でございます。

また、有識者会議の勢一議員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴しております。

それでは、会議の開催に先立ちまして、石破大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（石破大臣） 着席のまま、大変失礼いたします。担当大臣でございます。

本当に、神野先生のお言葉にもありましたが、暑くなりました。私のせいではないので、どうぞお許しをいただきたいと存じますが、御多用のところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

提案募集検討専門部会の先生方には、関係府省、地方三団体からのヒアリングも含め

て、精力的に御議論を賜っておるということを承っております。重ねまして、御礼を申し上げます次第であります。

本日は、7月末に公表いたしました、関係府省からの第1次回答の状況について御審議をいただくものであります。

これまでのところ、各府省との間で、検討の方向性が一致をしておる所もあれば、まだそこまで来ていないねという所もございます。地方からの御提案の最大限の実現のためには、大変先生方に御労苦を煩わせますが、精力的に今後も御議論を賜りたいと考えております。

過日開催されました地方分権改革推進本部におきまして、総理から、「関係大臣は、『地方の発意による、地方のための改革』となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢で、提案の最大限の実現に向け、強力なリーダーシップを発揮してほしい」との指示がございました。

私からも各大臣に対しまして、これは、昨年申し上げたことでございますが、改めて、仮に実現困難な部分がある場合には、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示し、明確かつ迅速に説明し、地方側の御納得を得る必要があること、現行規定で対応可能という場合にも、どうすれば可能なのかということを通知等で明確に示し、具体的かつ丁寧に説明し、地方側の納得を得る必要があるという観点から、更なる御努力をお願いしたところであります。

だめなものはだめとか、勉強が足りないとか、そんなことを言われても困るのでありまして、それは、できないのならばなぜできないのか、現行で可能なら、どうすれば可能なのかということを引きちんと説明する責任は、政府の側にあると考えております。

この点は、今回も更に徹底をいたしたいと思っております。

ハローワークにつきましては、前回、6月30日の合同会議におきまして、これまでのハローワーク特区、一体的実施等の取組の全国知事会の検証結果について報告をいただいたものであります。

本年1月30日の閣議決定を踏まえまして、成果と課題の検証等について議論を進めていくものでありますが、これもいつまでも議論をしても仕方がないお話でございまして、要は、職を求めておられる方、あるいはそういうような人を必要としている側にとって、何が一番いいのだろうかという観点でやっていただかなければなりません。それぞれの役所の理屈を言ってもしょうがないのであって、実際に職を求められる方、人を必要としている人にとって、何が一番いいのかという観点から結論を出したいと思っております。

地方分権改革有識者会議の先生方におかれましては、また、提案募集検討専門部会の先生方におかれましては、大変恐縮でございますが、年末に向けまして、更なるお力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

大変申し訳ございません。用務のため、私は御挨拶だけで退席をいたします。副大臣、

政務官がおりますので、先生方のお話をきちんと拝聴しながら、政府としてよりよい対応をしてみたいと思います。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ここで、大変恐縮でございますが、カメラの皆様方は、御退室をお願いできればと思います。御協力を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

(神野座長) それから、今、石破大臣からもお話がございましたが、石破大臣は、御公務のため、これにて退席をなされます。

どうも本当にありがとうございました。

(石破大臣) すみません。挨拶だけしていなくなるのは、私、全く趣味ではないのですが、御容赦ください。申し訳ありません。

(石破大臣退室)

(神野座長) それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。

まず、お手元に配布してあります議事次第を見ていただきますと、今、石破大臣からお話がありましたように、本日は、主要な議題として1点、「平成27年の提案募集方式等について」という議題を準備してございます。

次いで、配布資料の確認をさせていただければと思いますが、次の配布資料という一覧表を御覧いただければと思います。

この配布資料の後に、座席図と、それから、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれございます。

さらに、資料1といたしまして、「重点事項に係る関係府省からの第1次回答の概要及び主な再検討の視点」という資料がございます。

資料2ですが、1、2、3と地方三団体からの資料でございます。2-1が全国知事会資料、2-2が全国市長会資料、さらに2-3が全国町村会資料というふうになってございます。

次いで、資料3でございますが、これは、平成26年のフォローアップの状況に関する資料でございます。

資料4は、平井議員から御提出の資料でございます。

最後に、参考資料として1から3までございます。御確認いただければと思いますが、配布資料に何かございましたら、御指摘いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1でございますが、本日の主要な議題でございます、「平成27年の提案募集方式等について」の審議に入りたいと存じます。

初めに、高橋部会長から、提案募集検討専門部会における検討状況について、御説明を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

(高橋部会長) それでは、提案募集検討専門部会におけます検討状況につきまして、御報告申し上げたいと思います。

部会におきましては、各省からのヒアリングと地方公共団体からのヒアリングを実施いたしました。

以下、関係府省ヒアリングの状況、地方三団体のヒアリングの状況、共同提案の状況などについて御説明申し上げた上で、今後の検討方針と検討の進め方について御報告を申し上げたいと思います。

まず、関係府省ヒアリングの状況についてでございます。

関係府省との議論の状況につきましては、全体的には、事前の相談を実施いたしました。そのため、中身の詰めた議論というのが増えたということで、昨年と比べて、かなりかみ合った議論ができていると感じております。

しかしながら、「対応が困難」であるとか、「今後検討」といったような回答も現在では多く、10月上旬の第2次ヒアリングを含めて議論を加速していきたいと考えております。

少し詳しく申し上げさせていただきます。

昨年と同様、議論の検討状況について、大きく4つに回答は分類できるのではないかと考えています。

まず、検討の方向性が合致している事項がございます。それから、検討の方向性が一部合致しているという事項がございます。さらに、検討の方向性は合致していないけれども、論点の共通認識は得られているという事項が第3番目としてあると思います。最後でございますが、検討の方向性の合致、さらには論点の共通認識も得られていないという事項がございます。

これにつきましては、後ほど事務局から詳しく御説明申し上げることになりますが、かいつまんで主な事項について御報告を申し上げます。

資料1を適宜御覧ください。

まず、第1番目の検討の方向性が合致しているという事項でございます。この例としましては、重点番号8で、資料1の8ページにございますが、緑地面積率の条例制定権限を町村に移譲するというものがございます。必要な対応を検討するという形になっています。

重点番号17でございます。14ページに移りたいと思いますが、「診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲」というのがございます。これも基本的には、前向きに検討するという御回答を頂いているということでございます。

重点番号21、17ページということになりますが、「水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止」ということでございます。これも基本的には、検討する方向で検討する形になっているということでございます。

重点番号22でございますが、「災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化」

というものがございます。同じページでございますが、これについてもヒアリングにおきまして、基本的に措置する方向という回答を頂いております。

次でございますが、検討の方向性が一部合致しているという項目群がございます。これについては、重点番号7、7ページに戻るということとなりますが、「朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和」というものがございます。これも基本的に、一部認識が一致しているという事項と考えられます。

重点番号10でございますが、「医療品製造販売の地方承認権限の範囲拡大」というものがございます。これが10ページになりますが、これにつきましても、おおむね告示改正の方向で行うという形で、中身はまだ詰められていませんが、合致が見られたというふうに考えている例でございます。

第3番目でございますが、検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得られた事項ということでございますが、これは重点番号1ということで「旅館業に関する規制緩和」、あとは番号だけ申し上げますが、重点番号4のあの「公立大学法人に関する規制緩和」、特に附属学校の設置についてということでございます。

それから、重点番号26、「公営住宅の一部入居者に対する収入申告の義務付けの緩和」、22ページでございますが、これについても論点の共通認識は得られているというものとして捉えています。

第4番目、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項の例としましては、例えば、重点番号9の「中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲」であるとか、重点番号13の「公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和」でありますとか、これは12ページにございますが、このようなものがございます。

さらに重点番号29の「公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化」、これは26ページにございますけれども、こういうものが、そのようなものとして該当すると考えられます。

なお、このような形での関係府省からのヒアリングの際におきましては、部会としての考え方を示した上で、関係府省には、今後、引き続き検討をお願いするという形にしております。

大きな第2番目でございますが、地方三団体のヒアリングの状況についてでございます。

地方三団体のヒアリングにつきましては、これは、先ほど御紹介いただきましたように、資料の2に1、2、3という形で付けられております。

まず、地方三団体からは、今回の提案募集方式に対する評価と期待が表明されました。さらには、分権推進に向けて、地方としても努力していくという強い決意をお示しいただきました。

さらには、各団体が特に実現を求める改革事項についての言及がございましたので、

これらを踏まえまして、検討を進めていきたいと考えております。

大きな項目の第3番目でございますが、今後の検討方向と、検討の進め方についてでございます。

まず、今後の部会における検討の方針としては、検討の方向性が合致している事項、そして、検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いしたいと考えております。

それとともに、内閣府におきまして、関係地方公共団体に意向確認を行うなどして、制度の具体化に向けた作業を進めていきたいと考えています。

第2として、検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項につきましては、関係府省から、更なる検討の結果について御報告いただけるというふうを考えておりますので、その状況もお聞きしながら、専門部会としても対応方針について検討していきたいと考えております。

最後、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項というものの取扱いでございますが、これにつきましては、再度、関係府省に対して、専門部会としての考え方や論点を明確にお示しした上で、更なる検討をお願いした上で、議論を深めてまいりたいと考えています。

さらに、より専門的な検討を行う必要がある事項というものも出てまいりましたので、これにつきましては、その分野の専門家の御意見も伺いながら、論点を整理いたしまして、検討の方向性というのを今後見出していきたいと考えております。

第4点でございますが、支障事例と共同提案の追加提出の状況について申し上げたいと思います。

前回の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の合同会議で頂いた意見を踏まえまして、提案募集の対象外であるものを除いた全提案につきまして、全国の都道府県や市町村に対して、提案団体と同様の支障事例が生じていないか、さらには、生じている場合には、共同提案団体として参加する意向がないかどうかということ事務局において調査をいただきました。

まず、その結果、多くの団体から支障事例や共同提案の意向の御提出をいただきまして、これにつきましては、感謝申し上げたいと考えております。

個別の地方からの提案が全国的なニーズを有するのか、それとも、個別の地域の実情に限られた提案なのか、これを、各省との議論において明らかにすることが可能になったと考えております。

追加された支障事例や共同提案につきましては、関係府省への再検討要請の際に、関係府省に御提示をして議論を詰めていきたいと考えております。

一方で、全体として、新たな論点や検討の視点を生み出すような新しい支障事例の御提案というのは、あまり見受けられませんでした。

したがって、新たな視点から検討を加えるというよりは、より多くの団体に共通

の支障があるということが明確になったという観点から、関係府省に対して提案の実現に向けた後押しという形で提示をしていきたいと思っております。

今回の調査の結果につきましては、まず、専門部会において、今後、新たに重点事項とするというやり方、提案団体からヒアリングを行うというやり方、内閣府と関係府省との調整状況を専門部会に対して事務局から報告していくなどのやり方によって、提案の実現を図ってまいりたいと思っております。

いずれにしても、重点事項であるかどうかにかかわらず、可能な限り、提案の実現というものに努力してまいりたいと考えています。

以上の方針を前提といたしまして、今後の検討の進め方でございますが、まず、明日予定されております、内閣府から関係府省への再検討の要請というのがございますが、これに併せて、資料1の「主な再検討の視点」というものを関係府省に対して文書でお示しします。

そして、関係府省におかれましては、それを踏まえて、9月16日の水曜日までに回答をお願いしたいと考えています。

部会としては、このような関係府省の回答を踏まえまして、10月上旬に関係府省から重点的に、第2次のヒアリングを行いまして、議論を詰めていきたいと考えています。

最後に、改めて申し上げたいと思っておりますが、昨年も、この段階では、検討の方向性が合致している事項というのは、必ずしも多くはございませんでした。しかしながら、その後、最終的な取りまとめに向けまして、関係府省と課題を一つ一つ議論しながら、数多くの提案を前進させまして、実現に至ったという経緯がございます。

したがって、今年度も同様に、今後、更に論点を整理いたしまして、検討の方向性を見直し、最終的には、1つでも多く、地方の提案が実現できるように、部会として努力してまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。専門部会の御努力に感謝を申し上げる次第でございます。

今、高橋部会長の方から、現在の部会における検討状況について御説明をいただいたわけですが、これに対する質問及び御意見は、後で一括で頂戴したいと考えますので、次に、事務局から重点事項に係る関係府省からの第1次回答の状況等について御説明を頂戴できればと思います。よろしく願いします。

(三宅次長) 事務局次長、三宅でございます。今、御紹介がありました、第1次回答の状況などについて、資料1を使って御説明申し上げたいと思います。

その後に、資料3を使いまして、去年の方針のフォローアップの状況というものも簡単に御説明申し上げたいと存じます。

まず、資料1、A3の横でございますけれども、御覧いただきたいと存じます。

最初は、「① 地方創生に資するもの」の中での「(1) 地方へのひとの流れの創出」

という関係の案件でございます。

この表の一番左が通し番号、それから、提案主体、提案名、提案の概要、回答の概要、それから、専門部会での御議論をいただきまして、主な再検討の視点、こちらを、今、御紹介がありましたとおり、関係府省に投げまして、また、改めての検討をお願いするという事で考えておるものでございます。

まず、1枚目、「旅館業に関する規制緩和」でございまして、一番上を申し上げますと、空き家への体験移住、この際には、旅館業の適用除外としてほしいといったような件でございまして。

厚労省の方からは、不特定多数の者が反復継続して人を宿泊させるものであるかどうか確認が必要であるということございまして、具体の条件がまだ明らかではない中で議論はできないということございまして、右側を御覧いただきますと、再検討の視点としましては、法が想定していたような業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかとということ。

それから、規制改革実施計画とございまして、こちらでもいろんな本件に関します要望が来ておりまして、検討するという事になっております。こうした検討を1つの契機としまして、全体的な検討が要るのではないかとという視点を提示してございまして。

もう一点は、先ほどありました、宿泊料を受けて不特定多数の者が反復継続して人を宿泊させるという、旅館業に該当するという定義の問題であります。この判断基準が不明確であるということございまして、この提案のある各種事業につきましては、公共性が高いということ踏まえれば、除外の要件を明確にする形で示せないのかということございまして、こちらを次のヒアリングまでに極力検討していただいて報告をいただこうというものでございまして。

2枚目を御覧いただきますと、「サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲」でございまして。

回答の所を御覧いただきますと、市町村独自の登録基準の強化・緩和、これは、1行飛びまして、県の計画に市の計画への委任を規定するという事で実現可能であるという回答を頂いております。

これに対しまして、再検討の視点としまして、一番上の○にありますように、市町村のまちづくりの方向に沿って、高齢者向け住宅の立地を市町村がマネジメントできるようにすべきではないかとということございまして。

2番目の○の最後の2、3行にありますように、回答にありますような実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、権限の移譲を検討すべきではないかとという視点を投げかけてみようということございまして。

3ページ目、「介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大」でございまして。

現行は、他の市町村から特別養護老人ホームなどに転入する場合には、この住所地特例、費用負担は元いた市町村が負担するという特例であります、それを適用できるの



でありますけれども、特に要介護になる前のお元気な段階での移住につきましても、適用の特例を拡大できないかという要望でございます。

厚労省からの回答としましては、一般住宅へ移住した場合につきまして、移住先の自治体の保険財政を安定させるため、特に高齢者の多い自治体に今よりもきめ細かく国の財源を配分できるように、国庫負担金の中の調整交付金の配分を見直すことが考えられるという回答を頂いております。

これに対しまして、部会の御議論、投げる観点でありますけれども、一番上の○の中段、日本版CCRC構想が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能な費用負担の調整の仕組みの在り方について引き続き検討すべきではないかという点が1つでございます。

2つ目の○としましては、大都市圏から地方への移住ということを進めるのであれば、その適用対象となる移住を明確化した上で、特例の活用ということとはできないのかというような視点を投げかけてみようということでございます。

4ページ目でございます。先ほど、部会長からもありました、「公立大学法人に関する規制緩和」でございます。アの所を御覧いただきますと、附属学校を設置できるようにしてほしいというものでございます。

文科省の方からは、この附属学校を置く意義、教育委員会制度との整合性の確保、教員の人事上の取扱いなどの課題について、提案団体が整理いただいた上で、必要な対応を行いたいということでございます。

これにつきまして、これまで特区の方で既に3回も提案がなされているという経緯がございます。先ほど回答にありましたように論点も明らかになっており、支障の方も明らかだということで、これまで十分時間があったということでもありますので、これまでの検討状況を自治体にきちんと説明してほしいということ、これは、年末の決定に間に合うように検討を行うべきではないかということをご投じかけようということでございます。

5ページ目、こちら「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲」でございます。

幼稚園型あるいは保育所型といったこども園につきましての認定の移譲でございます。

関係府省からの回答としましては、これは25年の閣議決定におきまして、既に取扱いが書いてございまして、事務処理特例制度に基づく指定都市における認定の状況、それから、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえつつ、移譲する方向で検討を進めるというふうに方向が決まっております。

回答としまして、新制度は4月に施行されたばかりであり、今後の施行状況等を踏まえながら引き続き検討ということでございます。

検討の視点としましては、右側の○の初め、事務処理特例制度による移譲と法律による移譲とは意味合いが違うという点につきましては、部会のヒアリングの場でも御議

論いただいて、共通の認識はできているということですので、指定都市における計画的・機動的な子育て環境の促進という観点から、早期に一律移譲を実現すべきではないかということでございます。

3番目の○の中段にありますように、この提案、指定都市の総意として提出されておるといふこと、また、知事会からも指定都市へ権限移譲すべきであるという見解を頂いておりますので、こういった点を踏まえて、実現に向けて検討すべきだということをお願いしたいということでございます。

6ページ目でございます、「病児保育事業に係る看護師等配置要件の緩和」。鳥取県はじめ御提案いただいておりますけれども、アの所、病院内に設ける場合あるいは病院に近接し迅速な対応が可能である場合には、看護師が常駐しなくてもよいということに緩和していただけないかということでございます。

回答としましては、2行目から、すぐに駆けつけられるなどの迅速な対応が可能であれば、常駐は要件としていないという回答でございました。

これに対しまして、右側の方でありますけれども、2行目、実施要綱からは読みづらいということございまして、対象範囲の明確化をきちんとすべきであるということでございます。

追加的に○の2番でありますけれども、病児保育事業は、地域の状況に応じまして、様々な実施形態があるということ、それで、弾力的な対応を行うべきであるということ、をヒアリングの場でも表明されましたので、そうしたことを明確に通知に書きまして、地域あるいは自治体における実施の弾力性の観点をに入れていただきたいということでございます。

7ページ目、これも部会長から言及のありました「朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和」でございます。

去年の26年の提案の対応としまして、提案の概要の所の3行目、少数である時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者等を配置することが特例で認められたということ、これの柔軟化・明確化という要望でございます。

関係府省からの回答としましては、日本再興戦略、こちらの方で、この特例自体の在り方について本年度中に検討し、結論を得るとされていることを踏まえて検証したいというものでございました。

部会における議論と、これからの検討の視点でございますけれども、上の○の3行目、小規模保育事業、19人以下の小さな事業、これにおきましては、2分の1は保育士以外でもいいというような措置がある。こういったものを参考に、要件緩和について検討すべきではないかということ。

2番目の○の上にありますように、日中と朝・夕の時間帯での保育の質は異なると。これに伴って保育士が担う役割も時間帯において異なるという点を考慮に入れて検討を行うべきではないかということを追加的に添えようというものでございます。

8 ページ目、こちらは、部会長から言及がありました「緑地面積率条例制定権限の町村への移譲」でございます。

こちらは、昨年は一部の町から提案がございました。今回、全国町村会において一律移譲を求める旨の意思決定がなされたものでございます。

こちらにつきましては、こうした意向を受けまして、経産省の方から実現に向けて対応を行いたいという回答でございます。

9 ページでございます。こちらも部会長から言及がありましたところで、「中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲」でございます。

これにつきまして、回答の方を御覧いただきますと、特例区域の設定権限、こちらは本店法と同様に立地市町村のみならず、近隣市町村に影響を及ぼすことが想定されるということで、運用主体を県と政令市に決めているのだと。事務処理特例によりまして、市町村への移譲が可能であるということでございます。

検討の視点としましては、法律による移譲は、条例による移譲とはいろんな点で異なるということで、この法律による移譲を求めたいということ。

3 番目の○に、広汎な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の事例と比較しながら、影響の評価等々を行い得る主体として県、政令市がされているというところ、こちらとしましては、中核市にもそういう広汎な面積を有する市も多数あるという点から、鳥瞰するような対応も可能であるという点で権限移譲すべきであると考えているかどうかという点を投げたいということでございます。

それから、10 ページ目の上の10番、これも部会長から言及のありました、「医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大」でございます。

漢方製剤等につきましての要望でございまして、回答の方には、一般用漢方処方製剤につきまして、告示改正を行う予定ということでございまして、右側の2 番目の○にありますように、それ以外の生薬単味製剤、生薬製剤についても検討すべきであるということをご投じたいというものでございます。

下段の11番の「農業振興地域に係る見直し」でございまして、山林・原野化してしまった耕作放棄地の除外を軽微な変更として行えるようにしたいというものでございます。

農水省の回答は、上にありますように、2 行目の後ろから、基礎調査を経ることなく農振除外が可能であるということの表明がございました。この基礎調査に大変都道府県、市町村は負担を感じておりますので、この点が要らないということが明らかになったということでございます。

2 番目の軽微な変更とする点につきましては、農業者等の住民からの意見を求める必要があること、それから、異議申立ての機会を付与する必要がある、県との同意が必要であるといったことで、軽微な変更とすることはできないという返事でございます。

再検討としましては、右側、一番上の○、ガイドラインにおいて明確にすべきであると、先ほどの基礎調査を経なくてよいということの明確化を求めています。

2番目の○が、残ってしまった農用区域内の山林でも、山林として間伐等の管理を行うことができるということを明確にするべきであると。農用地内でありませけれども、山林としての管理ができるということを明らかにしてほしいということでございます。

3番目が、農業委員会などが、この調査で非農地判断を行っているといったようなものであれば、誰もが山林化した土地と認識しているような場合には、市民や周辺の農業者から異議申立てがなされる可能性は考えにくく、軽微な変更としても問題がないのではないかという視点を投げるとのことでございます。

12番、11ページでございます。こちらは、「都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任」でございます。

こちらは、都市公園における運動施設の面積は、都市公園の敷地面積の50%を超えてはいけないという規定がございます。これを少し弾力化、条例にしてほしいというものでございまして、回答の概要の1番目の○の3行目にありますように、オープンスペースの確保という観点から、50を超えないということだということでございます。国交省の考える方策としましては、都市公園を廃止してしまっ、その上で運動施設を設置することも考えられるといったようなお考えが示されております。

これに対しまして、主な再検討の視点としましては、一番上の○にありますように、わずかに50を超えるだけで、都市公園を廃止してということは、公共団体が取り得る選択としては想定し難いということでございます。

2番目の○の最後の4行にありますように、都市公園に求められる機能の多様化に対応できるようにするために、基準について弾力性を持たせる方向で検討すべきではないかという視点を投げかけたいということでございます。

12ページの13番、これも部会長から言及をいただきました、「公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和」でございます。

提案の概要にありますように、法定の建替事業、これは、居住者に対する明渡請求権が認められているものでございます。これは、現地で建て替えるということが要件でございます。これを外して、非現地でもよいようにしてもらいたいということでございます。建替えの集約化等の必要性からということでございます。

回答の方としましては、仮に認めた場合は、責めに帰せられるべき事由のない居住者が行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求められる結果となると、居住者の権利を著しく侵害するということであり、現地要件を撤廃することは不相当だという回答でございます。

これに対しまして、再検討の視点としましては、上から3行目、建替え・集約化の必要性が公共の観点から高まっているということ。

「さらに」の2行目、低廉な住宅を提供するという公共目的を有するものであると、

この公営住宅は、民間の住宅とは異なる性格があるのではないかということ。

「以上を踏まえると」ということで、民間の住宅と同列で考えるのではなく、最後の3行ですが、公共政策的な観点から、別の判断が可能ではないかという議論を続けたいということでございます。

その下の「小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化」でございます。

回答の所にございますように、小さな給水区域であっても、今後需要が増大することも考えられるということで、原則として、手続上は、将来の需要予測を実施する必要があるということで、これを省略することはできないというものでございます。

右側、小さな点の所を御覧いただきますと、この需要予測というのは、実際に需要の変化があった段階で実施すれば足りるのではないかと、ごく小規模な変更のタイミングで改めて求めるというのは過大であるということ。

下の4行にありますように、そうした実施の負担が、かえって必要不可欠な小規模な変更を妨げているのではないかという視点でございます。

13ページの上、「土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等」でございます。

こちらは、昨年の提案としまして、計画区画策定義務自体の廃止ということの提案がございまして、これを受けて国交省の方でも検討していただいている状況でございまして、その検討状況もかねて御報告がございまして、現在ということで、回答の概要の1番目にありますように、都道府県を対象にしたヒアリング、アンケートといったものを行っておりますが、それに基づいて、今度、秋ごろ、もう秋になりますけれども、この検討会において検討していくということでございます。その検討会において方向性を得られれば、全県の意向を確認した上で、改正の要否を検討したいということでございます。

したがって、こちらは、その問題意識をお伝えするとともに、国交省においても、改めて各県の意向確認をしながら進めていくということでございます。

その下が、「地方社会福祉審議会の見直し」でございます。こちらは、精神障害者福祉に関する事項も審議できるようにしてほしいというものでございまして、これは、提案の内容を踏まえて検討するということになっております。

14ページの上の段、「診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲」でございます。これも部会長から言及があったものでございます。

これは、回答の所は、今後検討するとなっておりますけれども、ヒアリングの場では、指定都市から県に協議、同意といったようなことを経るとした上で、指定都市に移譲する方向で検討するという表明がございましたので、それに沿って検討を進めていただきたいと考えているところでございます。

その下、ケアマネジャー業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲でございます。

回答の所の上から3行目の所にあります、知事が登録管理するケアマネジャーの活動

状況を網羅的に把握できなくなるおそれがあるということの表明がございました。

こちらのヒアリングの場では、この提案の趣旨が、そもそも市にも権限を付与してほしいということであることを確認いたしまして、その観点から改めて検討していただくということになっておりますので、その視点を細かく書き加えているということでございます。

15ページ、「訪問看護ステーションの開業要件の緩和」でございます。

これは、看護師さんなどが常勤換算で2.5人必要だという要件の緩和を求めるものでございます。

回答の方、1番目のものにつきましては、離島などにおきましては、市町村が必要と認める場合には、こうした人員基準を満たさない場合でも、提供可能だという見解でございます。

それ以外の地域におきましても、2番目のサテライトという、本体の事業所とサテライトを合わせて、全体で2.5人以上を満たせばいいというような制度もあるという御紹介がありました。

一方で、訪問看護は、基本的に3番目にありますように、24時間対応可能な体制整備が必要だということで、人員基準を緩和した場合には、こうした24時間対応が困難であるために、緩和は適切ではないということでございます。

右側の視点、2つ目、サテライトの件につきましては、同一法人内に限られておりますけれども、要望の中にありましたのは、違う法人同士でも運用が一体的であればいいのではないかとということもございました。そうした点を検討していただけないかとということでございます。

これによりまして、1人ステーションも大きな所と一体的に運営することによって開業できるようになるのではないかとという視点でございます。

離島等の地域の話につきましては、3番目の最後の「また」の3行でありますけれども、そういった視点につきましては、地方の意見を踏まえて、柔軟に拡大すべきではないかとという視点を入れてございます。

16ページ目、「保健所長の資格要件に係る特例期間の延長」でございます。

こちらもずっと分権として議論してきているものでございますけれども、特例期間4年を最大10年にしてほしいというものでございます。

回答としましては、昨今の危機管理案件の状況を踏まえると、保健所の業務の質と機能を高く保つためにも所長が医師である必要性は依然として高いということで、規制緩和を行うべきではないということでございます。

視点としまして、右側の○の小さなポツにありますように、16年に特例が設けられて以降10年以上経つということで、ますます公衆衛生医師の確保が難しくなっているのではないかとという視点でございます。

2番目の小さなポツで、全国で486の保健所がありますけれども、55が兼務継続という

ことで、行政の在り方として危機的ではないかということ。それで、所長を医師とするという考え方が、兼務状況の拡大を招き、むしろ保健所の体制強化を妨げる点ではないかというようなことでございます。

3番目のポツの2行目、活用実績が、この10年に2件だけであるという特例の措置でございまして、見直しが必要ではないかということでございます。

17ページの21番、「水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止」ということでございます。これも部会長から言及のあった点でございます。

回答の所にありますが、過去の分権計画におきまして、この計画に定める事項、削減目標量、達成の方途、その他必要な事項、これは、いずれも同意協議が存置する制度になっているということで、存置したいという回答でございましたけれども、ヒアリングの場では、同意を廃止し、協議のみとする方向での検討をしたいという表明がございまして、これは大きく前進をしたと考えております。

次の「災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化」。これも部会長から言及がございましたけれども、臨港道路における放置車両の移動に対する権限を道路管理者に付与するというものでございまして、一般の道路につきまして、道路法改正が済んでいるものでございます。

こちら内閣府の方から、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討するというところで、方向は同じくしているところでございます。

18ページ、「施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和」でございます。

予防接種を受ける際には、保護者の同意が要するというところでございますけれども、施設に入っている児童につきましても扱いとしまして、回答の方、1つ目の上の○は、保護者が行方不明で連絡が取れないという場合には、施設長の同意で受けさせることは現行上可能であるという表明でございます。

2つ目が、保護者の行方を把握しているが連絡が取れないといったような場合につきまして、可能とするようなことにつきまして、福祉関係者等の意見にも配慮しながら、法制面の検討をするというものでございます。

再検討の視点としましては、2番目の○の中段以降にありますように、親権者が施設長の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた児童福祉法改正の趣旨を踏まえて、どのような場合に同意要件を緩和できるか、明確化すべきではないかという視点を掲げてございます。

19ページ、「漁業関連事務の簡素化等」でございます。アについて御覧いただきますと、提案の概要、融資限度額を超える場合の国の承認について、廃止という要望でございます。

回答としましては、全国的な公平性が確保されないおそれがあるから適切ではない、ただ、事務負担の軽減は行うというものでございます。

検討の視点としましては、アの一番上の○、利子補給に係る財源、これは一般財源化

された経緯がございまして、この中で、なお、国が承認手続を必要とする理由はないのではないかということ。

地域によって魚種、漁法が多様であるということから、一律の基準に基づく承認にかからしめる必要はないのではないかという視点を掲げてございます。

20ページは、生活保護に関する規制でございまして、電気、ガス、水道料金、こういったライフラインにつきまして、被保護者に代わって代理納付できるようにして、生活保護の適切な実施を図りたいというものでございます。

回答としましては、金銭管理支援を自立支援プログラムの中に位置付けて実施することは可能だということでございます。

再検討の視点としましては、一番上の1行目にありますが、住宅と同様に不可欠なものであると。住宅は、現在、代理納付が可能でございまして、そういったものと同様に不可欠なものであるということから、所定の要件を明示して、該当する場合には、可能とすべきではないかという視点を掲げてございます。

次も同じく生活保護ですので、少し飛ばさせていただきますと、1枚飛びまして、22ページを御覧いただきますと、これも部会長から言及がありました、「公営住宅の一部入居者（生活保護受給者又は一定の認知症患者）に対する収入申告の義務付けの緩和」でございます。

これは、公営住宅は、収入を申告しまして低廉な家賃を決めているわけでありましてけれども、申告しないと近傍の同種の高い家賃に引き上げられるということがございます。これについて、生活保護受給者あるいは一定の認知症患者に限って、代理の申告あるいは職権でということでございます。

これにつきましても、回答としましては、県や市における運用実態を調査して、今後検討したいということでございます。

視点としまして、それを進めていくとともに、マイナンバーが入ったときに、毎年度の収入申告を不要とするということとはできないかという視点を掲げているところでございます。

27番、「高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化」でございまして、アの所、製造所と貯蔵所のいずれにも該当する施設につきまして、同一の届出を二重に行わなければならないので、1つだけで足りることにしてほしいということでございます。

これにつきまして、回答としましては、2行目の帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるということがありますので、一緒にできませんということ。ただ、重複する書類については軽減しますという回答でございました。

これは、富山県からでありますけれども、帳簿の保存義務というのは、そういう製造者に課せば大丈夫ではないかという視点が、1番目の○に書いてございます。

3番目の○の所、余りにも限定的な部分であるので、法改正が難しいということがありましたけれども、富山県の方は、7割を超える実態があるということでございます。



で、経産省の方も調べてみるということになっているということでございます。

24ページも同じ高圧ですので、省略させていただきまして、25ページは、計量法の検査期間の延長、イを御覧いただきますと、特級基準分銅、これは、現場で使う計量器の基準となるようなものでございます。これは、使用頻度が少ないので、検査の期間を延長してほしいというものでございますが、回答、イの所にありますように、特級の方は、1級よりも更に高い精度が求められるということで、同じ5年にはできないということでございます。

視点としまして、イの一番上の○にありますように、自治体の負担が過度とならないように、合理的な期間を設定してほしいと。括弧の中にありますように、実は、検査をする産総研の関西センターが廃止されたということで、検査のための輸送のコストやリスクはより増大しているということも留意してほしいということでございます。

提案の最後ですが、部会長から御指摘のありました、26ページの「公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化」でございます。

これは、昨年に引き続きの案件でございますが、回答の方、引き続き明確にできないと書いてありますが、法定明渡請求という、極めて強い公権力の行使の対象となる者であるということで、地域差はあってはならず、基準は国として全国一律だということ。

2番目に、2行目、高額所得者の移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、自由意思でほぼ全国どこでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としているということから、困難だということでございます。

検討の視点としまして、右側の上にありますように、地域によって住宅の供給状況や家賃相場は異なっているということで、全国一律に、ほぼ全国どこでも持ち家を購入できる所得水準とする必要はないのではないかとということでありますので、全国各地の供給状況や家賃相場のデータを踏まえて、お示しをいただきたいということでございます。

それから、保護の必要性は相対的に低い高額所得者の全国への転居まで保障する反射的な効果としまして、入居を必要とする住宅困窮者の入居を妨げることとなり、公営住宅の本来の目的に反するのではないかとという視点を加えてございます。

以上が新規案件の方でございますが、少し時間を超過しましたが、最後にフォローアップの方の27ページ、31番を御覧いただきますと、「市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲」の話で、補助金の関係でございます。前回も平井議員の方から言及がございましたけれども、1つ目の○の最後の行、窓口を一本化したということがございます。地域に窓口があったところ、今般、一本化したということ、この経緯、若干御説明いただきましたけれども、これを明確に、もう一度説明すべきであるということを書いてございます。

2番目の1行目の最後の方、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたいということでございますので、その検討状況を示してほしいということ。

それから、3番目の1行目の後ろの方、数千件の補助金審査を国が一括してやらなけ

ればいけないということは、元々無理があるということで、基準を定める程度に役割を特化しまして、県に移譲すべきではないかというようなことを指摘しているところでございます。

以上が、回答の状況と再検討の視点の概要でございます。

このほか、お手元の参考資料1、分厚いものをA3で配っておりますけれども、こちらが、全提案に対する回答一覧でございます。こうしたものも、後ほどまたお時間があるときに御覧いただきたいと思っております。

これらも含めまして、年末の閣議決定に向けて、提案団体の意向や、支障事例を詳細に把握しまして、提案の最大限の実現に向けて努めてまいりたいと思っております。

それから、もう少しだけお時間をいただきまして、資料3を御覧いただきますと、今度はA4の横でございます。これは、26年の対応方針で決定したもののフォローアップでございます。27年あるいは27年度中に結論を得るとされたものでございます。

いずれも、既に検討に着手する、あるいは審議会の開催を予定しているといったようなことで、年末あるいは年度末に向けて動きがあるということで認識をしております。

中でも、一定の方向が出ているものとして御紹介いたしますと、3ページ目の7番、指定検査機関、これは食鳥検査の指定検査の指定権限の移譲でございます。この検査機関の指定、監督につきましては、県あるいは保健所設置市、特別区に移譲する方向で結論を得るところとなっておりますけれども、右側の状況にございますとおり、次の通常国会への提出に向けて調整を行っているということでございまして、かなり法律に向けて具体化してきているということでございます。これは、権限移譲の関係でございます。

それから、地方に対する義務付けの見直しにつきましては、最後の裏側のページを御覧いただきますと、その一番下、義務付け・枠付けの下ですが、公共下水道の設計者の資格制度についてでございます。こちら、対応方針の内容の真ん中の欄の下から4行目の所にありますように、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするといったことを決めておりまして、こうした方向で、現在、法令の改正について具体的に検討しているということで進んでいるということをお報告申し上げたいと思っております。

概略、長時間いただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

三宅次長からは、個々の重点事項にわたる回答及び再検討の視点を御説明いただいた上でフォローアップ等々について御説明をいただきました。

それでは、意見と御質問は、また後ほど、まとめて頂戴すると思っております。それでは、平井議員から知事会の地方分権改革の推進に関する全国知事会の提言について御説明いただければと思っております。

(平井議員) ありがとうございます。

後ほど意見をということでもありますので、意見のほうは若干控えさせていただきたいと思っておりますけれども、石破大臣、平副大臣、そして、小泉政務官をはじめ、皆様のお力をいただき、高橋部会長をはじめ、御検討もいただきまして、いい方向性での議論もしているということでございます。

地方団体として、こういう地方分権の空気が出てきたことは、大変に評価をさせていただいておりますが、問題は結果を出すことございまして、これから、その結果に向けて、更に大事な時期を迎えると思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

座長から、今、お話がございましたのは、資料4でございますが、これは、先般、夏の全国知事会で取りまとめをしました知事会の総意としてまとめたペーパーございまして、その際、石破大臣も御出席をいただいております。

1の(1)の所にございますのが、提案募集方式によります改革を推進するということでございます。2年目になりましたが、是非リーダーシップを発揮して進めていただければと思っております。

先ほども資料1と資料3と2つありましたけれども、資料3、去年のものをまとめたものよりも、資料1の方が倍ほど大きな資料ございまして、この辺に決意があるのかなというふうに思います。是非、大きな気持ちで向かっていただければありがたいと思っております。

ここにも書いてございますけれども、提案の実現に向けまして、私どもも苦勞を惜しむつもりは全くございません。一丸となって提案の実現を図っていただければと思っております。

それから、提案募集方式の見直しと、次のページにございますけれども、それでもいろいろと議論はあるわけございまして、中央はあまり関係ないではないかといって離れることがあるのですが、分権の観点だとか、地方創生なども含めると、重要なものもありますので、今後とも、その辺も御検討いただければという思いがあります。

また、義務付け・枠付けにつきましても、更に推進できるように、これも特区だけではなくて進めていただきたいということがございます。

また、次の(2)の所でございますが、いわゆる従うべき基準となされているものも、これも結局今までと変わらないものですから、参酌すべき基準にするとか、あるいはそういうもの自体を廃止するとか、更なる前進を望みたいという声も知事会側にも強くございますので、御報告を申し上げます。

その次でございます。「〇国から地方への事務・権限の移譲」という所で、先ほども大臣の方からお話ございましたハローワーク、これは、大臣も知事会の席でも、このハローワークの見直し検討に入るということで、政府の方での了解を得たという御趣旨のお話もございまして、現場の方も非常に期待をいたしております。

大臣もおっしゃっておられましたけれども、求職者あるいは求人される企業さんに

とりまして、双方で、それぞれどういう利益があるかということを考えるべきだということではありますが、大賛成でございます。

そういう意味で、窓口が国だ、地方だに分かれた状態にあることは、それは、現場の感覚に沿わない所もございます。そうしたことを具体的に、これから是非検証していただきたいと思います。

今年度、その検証をされるということでございまして、私ども地方の方からも、その検証の場に、例えば、代表者が入って検証をさせていただくということもあるのではないかと思います。

小早川先生をはじめ、雇用の部会関係の方々もいらっしゃいますけれども、是非、現場の話をよく聞いた上で進めていただきたいということでございまして、そういう意味で参画させていただくというのもありかなということで、考えているところでございます。

このハローワークについては、特区でやる所、一体的実施でやる所などなど、最近の工夫もありますが、どうしても先ほどの求人、求職者の利便ということから言いますと、それぞれに、まだ、分かれて系統ができてしまうという悩みがあります。

結局、二度手間になってしまうということがございまして、その辺を是非調べていただきたい、私どもも、それを実施してまいりたいと思います。

小早川先生に、ぎろっと見られますと、私は、先生から教わった生徒でございまして、池田次長と一緒に行政法をとったものでございますので、今、身が縮む思いがいたしましたけれども、誠実に、小早川先生のお役に立てるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

そのほか、中小企業・農林水産業支援について、さらに、地域交通のことなど、個別の論点もございまして、この辺もまた見ていただければということでございます。

さらに、下が基準の話、その次の国と地方の協議の場の積極活用、2番でございしますが、こういうものも是非活用していただきたいという願いがございします。

3番目でございしますが、事務・権限の移譲等を円滑に進めるための様々な措置、具体的な調整やスケジュール提示等をお願いを申し上げたいということでございます。

大きなことは、今日お示しをいただきました提案募集、これに対する答えをしっかりと出していただきたいということ、更に柔軟にお願いを申し上げたいということ。

あわせて、特にハローワークについて御検討をしていただきたい、知事会としても協力してまいりたいということでもあります。

よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長からは、専門部会での検討状況につきまして、概略御説明をいただいた上で、三宅次長から個々の重点事項についての回答及び再検討の視点について御説明を頂戴いたしました。

さらに、今、平井議員の方から、全国知事会の御提言について御説明をいただいたわけですが、まとめて、委員の皆様方から御質問あるいは御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

もしもあれでしたら、平井議員、今、意見は後でと。

(平井議員) すみません、御指名でございますので、引き続きになりましたが、若干具体的なお話もさせていただければと思います。

この重点事項の再検討の視点、今日は、ここに掲げてあるところでございますけれども、全体として、ほかにもたくさんあったのですね。240ぐらい出ておりました。

それで、私どももざっと今数えてみますと、大体7割ぐらいはそっけない返事になっていまして、各府省で非常に否定的な回答が第1次回答で寄せられています。

ですから、現状を申し上げますと、昨年は、ちょっと報道もありましたが、8割ほど、1次回答で厳しい返事だったということがございましたが、今年も、高橋部会長おっしゃったように、大分絞り込んでありますので、筋がいいものばかり残したつもりでございますが、それでも、かなりまだ、数字的にも厳しいところがあると。是非、これをひっくり返していかなければいけないのだと思います。

今日、再検討の視点として、今、御説明をいただいたところ、これを拝読させていただき、お話を伺いますと、本当に、なかなか辣腕な弁護士がついたなというぐらい、非常に心強い回答になっていまして、この再検討の視点が、今度、関係府省からの回答になればありがたいということでございますが、そのための様々な説得材料も含めて、我々も提供させていただきたいと思います。

是非、ここに入っていない、このほかの所も丁寧に議論をしていただきたいということです。

やはり、今、ここにあったような視点は、我々もそうだなと思うものばかりでございます。例えば、CCRCのことがあるのですが、例の介護の費用のことなどがございまして、片方で地方創生を進めようと、CCRCを推進しようと、今、されておられるわけでありまして、いろんな議論が地方側にもあるのですが、私は、石破大臣の地元ということもございまして、CCRCの具体例を作ろうと、既に2ほど、手を挙げてもらっています。

ただ、やはり、これからの国の在り方を考える上で、もう介護が間近の者とか、病気になってしまった人、こういう人だけではなくて、もっと前の段階で引っ越していただいて、人材が地方に供給されるような面も出てくるし、若い方も、それとあわせて移住するというようなことを目指したいと思うわけでございます。

そういうような地域が、それでかえって腰が引けることにならないように制度的な保障も片方で必要だということでございまして、そういう意味で、住所地特例の活用だとか、いろんなことを提案しているわけでございます。ですから、かみ合った議論を地方側ともしていただければありがたいと思います。

あるいは、2.5人の看護師を必要とする訪問看護ステーションの開業要件を過疎地域に

おいて緩和するという提案についても、仮に2.5人をどこまでも追求していきますと、都会地の中でしか成立しないビジネスになってしまうわけです。都会地の中であれば、看護師さん2.5人雇えるだけの、いわば要介護の人たちがたくさんいるということになりますが、中山間地になりますと、そういう人数がないものですから、そうすると、そういうところの地域では、永久に訪問看護ステーションでサービスを受ける可能性がなくなってしまうことになるわけですね。

本来、厚労省もそれを目指しているのではないと、我々は信じてますが、現場の方からいくと、2.5人とにかく雇えというのは、そもそも制度的に無理があるということであります。

もちろん、便法を考えるだとか、そういうこともあるのだろうと思いますが、それが地方の現実なのです。そういうような観点で、一つ一つの項目を我々としては提出をしております。

その実態のことを是非踏まえてかみ合った議論をしていただければ、「主な再検討の視点」で書いてあるような真っ当な議論が通っていくのではないかと思います。是非、その辺の御指導を仰ぎたいということです。

また、ハローワークについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、求職とか、求人とか、そういう現場を踏まえればということでございます。

例えば、特区の場合、権限が知事の方に下りていきます。しかし、全てが下りているかということ、そうでもないのです。例えば、今のシーズンは忙しいから、1人、国の職員に当たる人を増やそうということを佐賀県知事だとか、埼玉県知事のように、特区で特例を持っている人が考えても、そういう人員配置の権限は、なお、厚生労働大臣にあるわけです。これは、しょうがないと思います。組織や人事権は、やはり本来の本籍地にあるわけでありますから、だから、こういうところはほどけないわけですね。そうすると、柔軟な通常のハローワーク運営というところがつながってこない。究極の特区という形でもそうです。ましてや、一体的実施と言われます、国のやり方と地方のやり方、例えば、相談サービスを地方がやるものと、国の方でやるマッチングサービス、こういうものを組み合わせて、同じ場所にいるといっても、結局、同じ話を2回、県の方の相談窓口に来て相談をし、また、すぐ隣にある国の窓口に行ってあっせんを受けるということになってしまいます。

だから、結局、これは、なかなかほどけないわけですね。二頭立ての馬車にするよりも、一本の道の上を歩いてもらった方が相談に来られる求職者も、それから、求人を求められる企業の方も一発で済むわけです。また、柔軟な機動的な体制も季節の変化などに応じてすることができたり、例えば、会社が倒産した、一遍に200人、300人の失業者が出た、そういうような緊急事態にも対処しやすいわけです。

その辺を考えますと、元々は、これは先生方も御案内のとおり、地方事務官制度があって、地方と一体的にやっていたものを切り離したということがあった上で、こうなっ

てしまっているわけなので、もう一度、この辺は再考する余地があるのではないかと思います。

そこで、地方団体側としては、権限移譲を長く求めてきているということでありまして、厚生労働省の努力も多といたしますが、最終的な解決には至らないわけでありまして、是非、全部洗いざらい検証していただき、議論を進めていただければと思います。

すみません、長くなりました。

(神野座長) ありがとうございます。

議員の御発言、いずれにしても部会の方で奮励していただくということと、具体的にCCRCにかかわる問題と、それから、ハローワークの問題についての御発言を、今後の検討に反映していただくということになるかと思いますが、この時点で、何かコメントしていただくことはございますか。

(高橋部会長) 特にCCRCは、注目が集まっておりますので、是非、議員の御発言を踏まえて、いろいろと検討してまいりたいと思います。御支援のほど、よろしくお願いいたします。

(神野座長) よろしいでしょうか、ほかにございましたら、頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

(大橋構成員) それでは、ヒアリングに参加させていただいた者として、先ほど、高橋部会長から御整理がありましたので、私の感じたところをちょっと御紹介させていただきます。

細部にわたる問題が次から次にたくさんあるのですけれども、通して見ると、過疎で、人口減少になった地方からの叫びのような要望が出てきていて、基準は、今、平井議員がおっしゃったように、もっともな厳格な基準が国の側にあるのですけれども、実態を聞くと、それが地方のところには例えば、訪問ステーションが実績としてなかったりするなどミスマッチで、地方が相当多様化しているにもかかわらず、基準の方が一律的で、固定的なものですから、そのところのギャップが出てきていて、その間をいかに柔軟に考えてもらうか、地方への配慮というようなことを行政スタイルの中に、国に盛り込んでもらうというようなことをお願いするような活動だったような気がいたします。ですから、そういうような所をきちんとやっていくということが必要です。

また、国の方から出てきている懸念というのが、かなり抽象的な形で出てきているので、この場では、絶えず問題は地方の側から具体的に、個別に出てきておりますので、それに対しての回答を頂くというようなことが必要という気がしました。

あと、国の方としては、基準として、ガイドライン等々あるようなのですけれども、ちょっとそれはそうは読めないということで、相当誤解と言いますか、ミスマッチが地方公共団体側に生じているので、その所については、きちんと方針を明示していただいて、そういう所の漏れを埋めていくというようなことが大事なのかなと、簡単な感想

ですけれども、そういうことを思いました。これに基づいて、2次ヒアリングを行っていきたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。御感想として、多様性が進んでいるのに一律の基準とか、それから、議論のフェーズが、非常に抽象的なフェーズでもってリジェクトが行われているのではないかということと、方針、その他について明確にというお話がございましたが、ほかに、いかがでございますか、森議員、どうぞ。

(森議員) 今、大橋構成員が最後におっしゃったことは、全く、私も、いつもそのとおりだと思っていて、市町村の現場の職員は、随分昔に出されたコンメンタールを見て、逐条解説を見て一生懸命判断していて、書きぶりが抑制的に書かれている所はできないと、自ら思ってしまったところがあるので、基準が明確化されるとか、ガイドライン化されるということについては、なるべく急いでやっていただいて、早く文書化して出してもらおうということがすごく大事なのだろうと思います。

何度もそういう現場に当面しました。逐条的に自分の目で条文を読んでも、なぜ、これができないのだと思うことが、やはり、私どもの職員を抑制している原因はコンメンタールにあるなど。一度、あれは全部廃棄してしまって、現在の時点での見方で書き直すということが、市町村職員にとって必要であれば、そういう視点も必要かなと思っています。

それから、先ほど来、平井議員のお話がありましたが、住所地特例の問題は大変大事で、特にこれからマルチハビテーションで複数の居住空間を持つ人たちが増えてくると思っています。

そのときに、例えば、高齢者福祉施設の待機者の数に差があるわけですね。2,000人も待っているようなところと、300人ほど並んでいるところと、50人ほどしか列をなしていないところとでは、それが、やがて情報が飛び交うと、そのことを目的に住所地を移動するという人たちも、やがて出てくると思いますので、抜本的な、40歳からの2号保険者としてかけてきた期間と、どの保険者にかけてきたのかという、そういったことも斟酌しながら、どの地域であっても受け入れられるような体制づくりが、簡単にはできないと思いますが、後期高齢者医療保険制度も含めて見ていくことが必要だと思います。

いずれにしても、専門部会の各先生方は、大変御苦勞が大きいと思いますし、帰宅されてからも省庁から連絡があたりするのではないかと、ちょっと懸念しますけれども、ここに書かれていることの主張をしっかりと、強くお願いしたいと思いますし、その際に、先ほど大臣がお話になった、できないことの挙証責任は、そちらにあるのですということを含めて、進めていただきたいと思っています。

それから、若干視点は変わりますが、最近気になっていることは、東京を中心に待機児童がたくさんいると、保育体制を万全にして、保育所の待機児童をゼロにするということは絶対に必要なことだと思いますが、このことは、結果的に何が起きるかということ、地方の保育士の確保が難しくなってくる可能性があると思っています。見かけの待遇が



いいので、あるいは宿舎も用意します、都会での吸引力が強くなると、要請される保育士数の絶対数を増やすのであれば、ともかく、そういうことが懸念されるなということです。

したがって、できる範囲での保育体制における要件緩和とか、参酌基準の見直しですとか、そういったことについては、一定程度都会から先行してやっていていただく必要があるのではないかと考えています。厳格な要件のまま、都会で待機児童ゼロにするという、恐らくかなりの保育士を東京に集中させる。それが、また、若い女性がシフトすることになっていくということはどう解決すればいいのかというのは、非常に難しい問題で、ここの場での議論の問題ではないと思いますけれども、基準の妥当性を判断するときには、そのあたりの影響までも含めて、是非議論していただきたいなということをご各省庁の担当の方に求めたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。共通して考えなければならない論点と、個々の論点も頂戴いたしました。

よろしいですか、何かコメントがあれば、いいですか。

ほかに、いかがでございますか。

どうぞ、白石議員。

(白石議員) 私も町村の立場から言うと、今、森議員が言ったのと同じような感じがします。今回の提案募集を見ても、どうしても町村からの要望が少ない。これは、1つには町村の、特に中山間地域では、こういう問題は都道府県とか、あるいは指定都市とか、そういった大きな都市の問題ではないかと、我々町村が言っても仕方がないのではないかとというような、半ば諦め的なこともあるし、町村の立場から言うと、県との関係とか、なかなか直接国にもものを言うよりは、県を通していろんなことを指導してもらうことが多いわけですから、県との関係もあって、なかなか町村の日常感じていることが、現実的にこういう項目となっては出にくいのかなと。

内容を聞いていますと、私がいろいろ聞く町長の中には、同じような要望があるのですけれども、単独としては、なかなか出せないところが、町村でまだ弱いところかなという感じがいたします。

ただ、私は、いつも言うのですけれども、いわゆる法律がどう、条文がどうではなくて、ごく日常的なことで、何でこんなことが簡単にできないのかなという部分が割合あります。私は、常にそういうことを言うのですけれども、たどっていくと、やはり、元はいろいろな条例がある、制度がある、規則があるということになってくるのです。

こんな話があります。道路には信号が設置され、左折、右折、止まれ等の表記があります。交通安全面からも、道路に止まれというふうにペンキで書いてあります。県道だと、当然、県の許可がないと書けないわけで、勝手に書けない。勝手に書けなければ、勝手に消すこともできない。ただ、その地域にとって県道というのはずっと流れているわけですから、どこかのところで、この角は危ないから、一時停止、止まれと、標識を

掲示していても分かり難い道路がよくあります。分かりやすいように、止まれ白線を消そうとか、変えようとする、県道というのは、県の財産だから、手続的に財産変更か、何かそういう手続をしないと、口で言ったぐらいではだめなんですね、聞いてみると。例えば、そういうような話を聞きますと、それは、地域が言うのであれば、いいじゃないかでは済まないというのが、日常的に行われている。いちいち手続で、どこどこの何とかなの所は、止まれという字を消して、どうこうしていいですかなどということ聞かないといけないのが現状なのです。人命にかかわることで、あったほうがいいとか、あるいはもう必要ないからやめたほうがいいとか、そういったこともあります。

この前、私も、ここで言いましたが、愛媛県とのいろいろなやりとりの中で、私の町には、4車線の町道があります。当然、県道というのは2車線の県道もありますから、そうすると、やはり、県の条例で沿道開発というのは、国道と県道に限ると書いてあるのです。ですから、4車線の町道を造っても、これはだめなのです。なぜ町道ではだめなのかと聞くと、いや、前々から条例でこうなっていますよというふうに突っ張られてしまう。もう町の職員としては、何もできないのです。

ですから、私が県に言うのは、昔はそうだったかもしれないが、人口の問題とか、交通量の問題で、どんどん状況が変わってくるわけだから、そういう社会情勢の変化とか、地域の変化に合わせてやりやすいようにもっていくのが県の条例であったり、制度ではないのかと言ったのですが、分かりました、では、そういう申請を出してみてください。ここに出てきたら検討しましょうと。しかし、そういう条例がある以上、普通は出さないのです。条例でだめだと言っているのだから。そういう屁理屈を言わないで、では、考えましょうと言って考えればいいのだけれども、制度を置いておいて、何か問題があったら言ってくれれば、ここについて変えましょうと、提案募集の中には、若干そういう感じがあるのです。

だから、話があった場合には、基本的に、本当にこのような中身が要るのかどうかということを、国なり、あるいは県にもそうですけれども、考えてもらおうと、そういうふうな時期に来ているのではないのでしょうか。

それと、いろんな施設などでも、例えば、保健所は市でないと置けないので、幾ら人口が多くても町には置けません。例えば、人口などでも、必ずしも市が多いということではありません。町で多いところもあれば、市で逆に人口が一万程度の所もあります。ですから、市町村、県と国は別ですけれども、政令都市は100万とかありますが、人口で何でもかんでも切れるものでもないし、面積でもないし、そういう意味で、やはり、地域のいろんな状況の変化というものを、もっと県、国は見て、それに合うような制度変更を考えてもらわないと、声を出している所だけではなくて、出したくても出せないような所もありますから、それも含めて、町村のこれからの要望等について御理解いただきたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。いずれにしても、あまり遠慮なさらずに、声を上

げていただいて、支障事例をきちんと出していただければ、そのような対応として生み出されると思いますので、御協力いただければと思います。

どうぞ、市川議員。

(市川議員) いろいろと資料を読ませていただきまして、何点か感じたことがありますので、お話しさせていただきたいと思います。

まず、重点の7で非常にすばらしい指摘をされているなと思ったのですが、保育士の人数の所で、仕事内容が朝・夕によって変わるということを指摘されているのですが、まさしくこの考え方は、例えば、介護の問題、それから、看護の問題、多くの問題全てに当てはまるのではないかと。要は、その仕事の中身を全部もう一度棚卸しをして、本当に資格の必要な人が、その資格の仕事をどれだけしているか、あるいは、資格ではない仕事内容がどれだけあるかという点も、もう一度全部見直した上で、その人数配分ですとか、そういうものの議論をする必要があるかなということが、まず1点です。

2点目は、住所地特例の話に絡むのですが、例えば、介護ですとか、医療ですとか、教育ですとか、これは、国として責任を持つべき内容についての費用負担をどうするかというのは、自治体間の負担割合の押し付け合いではなく、もう少し大局的な観点から給付になるのかどうかわかりませんが、やはり、人口構成、年齢構成等を考慮した、まず、基本的なものがあって、その上で、実際に住まわれる方の負担をどうするかということを議論すべきで、やはり、ここで大切なことは、介護を受けられる方が、どこに住まわれるのがその人にとって幸せなのかという視点を持った上で、その費用負担をどうするかというのは、地方自治、分権ではなく、国としても責任を持つ部分はあるというふうに思いますので、妙な押し付け合いにならないようなことは必要かなと思いました。

もう一点ですが、支障事例がいろいろと出てきております。各自治体においても、是非、もうやっておられるかもしれませんが、お願いしたいのは、そういう支障事例が、具体的に何が起きているのかというのは、その地域、地域で、その市町村においても是非オープンに公開していただいて、その地域での議論を是非盛り上げていただいて、そこで出てくる解決案もあるでしょうし、あるいは、1つの大きなオピニオンパワーとしても期待できる部分がありますので、地域での議論も活発にさせていただきたいなと思いました。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 昨年度から、この提案募集方式のスキームができて、順調に進んでいるように思います。

そうしたときに、資料3と資料1が、これから非常に重要になっていくと思うのですが、資料3のフォローアップと、資料1の現状の検討を記しているフォームが違

っているのです。ですから、せっかくならフォームを合わせると良いと思います。あと、資料3の方は、①国から地方公共団体へ、②が都道府県から市町村へ、③が義務付け・枠付けの見直しというくくりになっているのですけれども、資料1の方は、そうではなくて内容別といいますか、テーマ別になっているのですね。そのあたりの整合性を持たせて、この資料3と資料1の関係が経年的につながっていくと、非常に分かりやすい資料になるのではないかなと思いました。それが1点です。

先ほど、地方の叫びというお話もありました。私も、この夏休みに、幾つかの町村にお邪魔して、現場の職員の方とお話しする機会を持ったのですけれども、人口が減ってきているのに、どうして自治体職員の仕事は増えるのだらうと思われていて、その理由について、彼らは地方分権でどんどん仕事が降ってくると言うのです。当然、私は反論することはできるのだけれども、まずもって、そういう叫びが出ているということに、我々はちゃんと耳を傾けなければいけないし、実際のところ、義務付け・枠付けの見直しなどで、事務負担が軽減する方向に進んでいるのだということに対するPRも併せてしていけないといけないなと思いました。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

この時点で、資料のフォームの問題について、何かコメントがあれば結構でございますが、事務局の方からございますか。

(三宅次長) 御指摘を踏まえまして、どういったことができるか考えたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかに、いかかでございますか。

小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) 提案募集検討部会に私も参加しておりますので、一言だけ感想を。まだまだ仕事はこれからだと思っておりますけれども、先ほどたまたま、白石議員が、市町村、特に町村は、今まで国に対してものを言うということを考えていなかったということを発言されて、なるほど、そこが県と町村の違いだなと思いながら伺っていました。ですから、この方式は、既にいろいろ成果はある、これからもあるだろうと思っておりますけれども、なるほど、そういうルートが今までなかったのだなということ、その辺を是非、これからもうまく活かしていきたいということを感じます。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) 今回、第1次のヒアリング等々、回答もいろいろ御説明いただきまして、大変勉強になりました。まずは、提案募集検討専門部会の先生方、また、事務局の皆様方、そして、協議に当たられた関係府省の方々の、この暑い時期の御尽力に、本当に深く感謝したいと思います。

また、今日、詳しく資料1の方で、個別の重点事項にかかわる御意見、視点、回答等

を拝見させていただきまして、「主な再検討の視点」という所が、非常に詳しく、専門的な見地から、また、非常に幅広い点から詳しく書かれておりましたので、大変勉強になった次第です。

いろんな種類の提案とパターンというのがあったかと思うのですが、個人的に印象に残ったものは、再検討の視点として御指摘されている点が、具体的なデータというか、府省の主張がある場合に、そういう支障がある、あるいは、そういう規制が必要だという場合にデータに基づいて示してほしいという御意見が添付されていまして、大変勉強になりました。

また、先ほど来、幾つか御指摘があったように、自治体といっても、いろんなレベルがあるというときに、例えば、9の事項にありますように、都道府県や政令指定都市がかかわっていた、現在の中心市街地活性化法における等々の特例区域の指定権限等の中核市への移譲というような場合に、幾つか、こういうふうな中核市または町村へというふうな場合に、その間にあるところの御了解といいますか、恐らく調整は、もちろんなされていると思うのですが、市街地等々の指定はかぶってくるわけですね、都道府県あるいはほかの市と。そういうところの調整が、また加わっていくのかなと感じた次第です。

それから、幾つか共通するものは、先ほど御指摘もありましたように、保育園において、保育士さんが足りないので、配置における基準を緩和してもらいたいとか、あるいは看護師さんが不足するので、訪問看護ステーションでの人数を緩和してほしいとか、あるいは保健所長さんになり手がいないので、医師の要件を緩和してほしいとか、やはり、そういった人手不足という点が幾つか共通してなされていた。

これについては、先ほど、森議員からも御指摘があったように、規制を緩和する方向というのが検討されるということが必要であると同時に、恐らく、需要が高まっていくのに対して、全く供給が追いつかないであろうということが今後もありそうで、そうすると、基準を今の状況である程度緩和しても追いつかないということがありそうだなという気がいたしました。

今回のこちらの議論とは少し違うかもしれませんが、根本的には、例えば、保育園である場合に、どうやったら需要を正しく反映できるか。例えば公立等の保育園では、入所時の審査は非常に厳しいですが、入所後の審査はあまり厳しくありません。入所後に親の労働形態が変わっても園児が通い続ける場合があり、そうすると、保育園に対する需要が正しく反映されなくなることもあると思います。入所後の審査は大変だと思いますが、それをしないと園児数は増える一方なので、基準緩和だけでは追いつかないかもしれません。もし、基準がどんどん緩和されていくと、子供たちないしは介護を受ける方の福祉の質にかかわってくる点を府省の方々も懸念していると思うので、是非、入口の所も検討いただければと思った次第です。

ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございます。

専門部会に御参加されている伊藤構成員、何かコメントがあれば結構でございますが、どうぞ。

(伊藤構成員) 先ほどの大橋構成員の意見とも、ほぼかぶるわけですが、私は、昨年に引き続きまして、二度目の参加ということになりました。

今回、提案の要件ですとか、あるいは具体的な方向性について、昨年度の状況を踏まえまして整理がなされた上で、御提案していただいたということもありまして、かなり対象が絞り込まれている部分と、それから、我々も昨年は、自治体に対してヒアリングをするということもあったのですけれども、今回は重点事項に関しては、府省ヒアリングと、それから、三団体のヒアリングを中心に行うということで、かなり手続面で整備がなされてきたということがあります。

これは、私どもにとっては、非常にメリットがあるのですけれども、他方で、あまり手続面で整備が進みますと、地方からの自由な提案というのが、もしかしたら漏れてしまう、あるいは重点事項のところに入ってこない部分があったのかもしれないということもありますので、また、改めて作業を進めていって、最後、検証をして御意見等をいただければと考えております。

それから、やはり、人口減少の問題ですとか、地方創生の問題で、非常に深刻に考えられている提案が多々ありまして、先ほど、谷口議員からも担い手不足ということがございましたけれども、そこを踏まえて、今回、いろいろ短期的に支障が出ているというものもありますけれども、長期の視点で捉えられる必要がある分野というのもあるのではないかと、個人的には、その部分に関心を持ったということでございます。

(神野座長) ありがとうございます。

野口構成員、何かございますか。

(野口構成員) ありがとうございます。

今年初めて参加をさせていただきまして、私は、ただ席に座って、高橋部会長をはじめ、先生方が非常に熱く議論をされるのを隣で伺いながら勉強させていただくばかりという感じで、議論への貢献という点から自身への反省が多いのですけれども、ただ、参加をさせていただいて感じたのは、先ほど、小早川議員が、町村が国に対して何かものを言うという意味で、新しい場所を開いたというお話をされていたのですけれども、そこは、私も同じ実感を持っておりまして、地方といっても一枚岩ではなくて、この分権の議論というのは、1対1で、分権してほしい側と分権をする側というような単純な構図ではないのだなというのをものすごく感じました。

ですので、検討部会では、各主体がいろいろな支障事例を持ち合いながら、そこを調整していくという非常に難しい仕事をしていかなければならない場所なのだということ、非常に強く実感した次第です。

今日、冒頭に御報告をいただきましたが、この夏で、本当にたくさんの成果が上がっ

て、この部会でなければなかなか進まないような権限の移譲というのも進んだのではないかということを経験させていただいて、実感させていただいたことを大変幸せに思っております。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 今、野口構成員がおっしゃったことを補強する意味で言いますと、市町村の立場から言うと、事務処理特例でできるではないかという回答は全く意味がないので、都道府県と合意しないと、事務処理特例はできないわけですから、県によって、この対応に温度差が大きくあります。事務処理特例をたくさんやっている県と、そうではない県とあるわけで、合意しないとできないわけですから、それでは解決にならないという問題も、我々の立場から言うと、たくさんあるということをお認めいただいて、やはり、制度を変えるという議論としてやっていただきたいということをお願いしたいと思えます。

(神野座長) ほかに、平井議員、どうぞ。

(平井議員) いろいろ話が出て、誤解がないように一言だけ申し上げますが、県は、決してバリアではございません。もし、愛媛県が都合が悪ければ、松前町が鳥取県に来ていただければ、全てオープンに通しますから、御心配なく。

事ほどさように、基本的な利害関係は、地方六団体は一致をされていて、むしろ、国との、いわば、いろいろほどきがあるものがあるというのが一番大きな課題だということは、是非御認識をいただければなと思えます。

また、今、いろいろとお話でございまして、やはり、建設的な議論が必要だと思うのです。かつての行政モデルが通用しなくなってきた、鳥取県もそういうことをやっているのですが、市町村だ、県だという時代でもないですし、国だ、県だ、市町村だ、それぞれでもないのです。要は、人口がとてつもなく減ってきていて、そこでどうやって行政サービスを持たせるか。そうすると、今までの行政法規に書いてあるとおりには、うまくいかないわけでありまして、それを直していかなければいけない。だから、主体の問題もそうでありまして、全部国が見なければいけないかということ、そんなことを言っていたら切りがないので、むしろ、現場に下ろすというのが地方分権の基本だと思っています。それが、住民の利便にかなうことだというような哲学を是非御理解をいただければと思えます。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

(高橋部会長) 会議の御議論の最初から今まで、共通して出てきたのは、やはり、世の中の動きの中で、今までの行政制度にひずみが出てきている所を、地方公共団体の具体

的なニーズに合わせて、そこをしっかりと我々が受けとめて考えていくことであり、それが重要なのだということを、本日、改めてお教えいただいたのではないかと考えています。

三団体のヒアリングの具体的な中身については、御説明できませんでしたが、町村会の方からも、具体的内容に絞って、具体的な支障事例を御紹介いただきました。資料2-3にございますが、そここのところはしっかり実現して、来年度に向けた足がかりにしていきたいと思っておりますし、市長会からの方も、例えば、火災信号と津波警報標識が全く一緒に、緊急時には非常に困ると、要するに区別がつかなくて困るといったような、新しい支障事例の御紹介もいただいたりしました。さらに、創業支援事業計画の問題につきまして、経済産業省とも真剣にやりとりをさせていただきましたし、改めて知事会からも御提案いただきました。それぞれの段階から、リアルな御意見をいただきましたので、その辺、最大限くみ取って、これを梃子にして2次ヒアリングに向けて作業をしていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

(神野座長) ほかに、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。生産的に御議論を頂戴し、極めて建設的な御意見を頂戴できたと思っております。

これまでの御努力を考えると、大変言いにくいのですが、提案募集検討専門部会においては、更に一層、奮励努力をされて、調査、審議を重ねていただければと存じます。

さらに、政府におかれましても、地方からの提案の最大限の実現に向けて各府省、それから、地方側との更なる調整をお願いできればと考えております。

それで、平井議員の方からハローワークについて、様々な意見等々を拝聴し、さらに、前回の会議において、全国知事会のハローワーク特区等の成果と課題の検証について御発表いただいております。

このハローワークの問題については、本年1月30日に閣議決定されました平成26年の地方からの提案等に関する対応方針、これにおいて、ハローワークと地方公共団体との連携強化の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進めるということになっております。

そこで、この対応方針に基づいて、更に検証・検討を行うため、既にできております雇用対策部会を2年ぶりに再開して議論を開始したいと考えております。

そこで、雇用対策部会長の小早川議員から一言頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小早川座長代理) 今、お話のありました雇用対策部会ですが、振り返りますと、平成25年度にいろいろ検討を行いました。無料職業紹介に関する事務・権限の見直しというテーマで設置されまして、具体的には、平成25年度には主にハローワークの求人情報の地方公共団体への提供についての検討を行ったところであります。



それで、今、座長からお話がありましたように、今年の1月30日の閣議決定に基づいて、今回、検証と検討を行っていくということになります。

先ほど、平井議員から御発言がありましたけれども、視線を向けられて緊張したのは、私の方でございます。緊張感を持って、この問題、精力的かつ濃密に議論をしていきたいと考えております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(神野座長) 何か、この再開する件につきまして、御意見がございましたら。よろしいでしょうかね。

それでは、進めさせていただきますので、小早川部会長、さらに谷口議員には御苦勞をおかけいたしますけれども、よろしく願いしたいと存じております。

さらに、雇用対策部会の調査、それから、審議を生産的かつ効率的に実施して、実り多い結果をもたらすように、構成員を少し検討させていただいて、小早川部会長と相談させていただいた上で、座長として、必要な指名を行いたいと考えておりますが、この件について、御承認いただけますでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

これで、一応、準備いたしました議題については、一当たり皆様方から御意見を頂戴したわけですが、何か御発言があれば頂戴したいと思います。いかがでございますか。よろしいでしょうかね。

それでは、最後までずっとお付き合いいただいた、平副大臣から御挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

(平副大臣) 大変建設的な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

ちょうど1年前に、私は、この分権の担当の副大臣になりまして、会議は最初から最後まで出ないとわからないだろうと最初に言ってしまったものですから、毎回フルに、政務の中で私だけ出ることになっておりますが、本当に有意義な御議論をいただきました。

特に、旅館業法とか、介護保険の住所地特例などは、今の安倍政権の地方創生とか、インバウンドとか、かなり主要な問題点になっております。また、CCRCも同様でありますので、これを地方分権の切り口から、更にしっかりと議論を進めて、成果を出していきたいと思っております。

また、人手不足のところは、地方創生は人口にも着目しておりますが、地方創生の政策がうまくいっても、今、目標にしているのは、2060年で1億人ということですので、二千何百万人減るということです。2060年には、人口構成が非常にバランスよくなるということですので、人手不足がこれから20~30年続くという前提になっています。

そのときに、国は保守的な基準を作ります。しかしながら、現場は回らないということになると思いますので、その国が言っているリスクというのが杞憂なのか、もしくはそれを緩和するとどういうリスクが顕在化するのか、それを運用なり何なりでちゃんと

担保できるのかという、少し精緻な議論をしていくことによって、一つ一つ緩和していくしかないのだというふうに思います。

そのときには、正に霞が関での議論というよりは、現場の皮膚感覚だったり、現場に対するイメージーションを持ちながら、我々政務三役もしっかりやっていきたいと思っております。

また、ハローワークの地方移管について、私もずっと問題意識を持ってしまして、地域に密着した産業政策と、そういった雇用対策、ハローワークが一体に運用されることが合理的だというふうに思っています。ただ、ILOとか、いろいろな問題があって、進んだり進まなかったりといったことになると思うのですが、実は、地方創生の一環で、ビッグデータ、RESAS - Regional Economy and Society Analyzing Systemというのを自治体の皆様に提供させていただいて、これは、各地域の、いわゆる金を稼いでくる企業はどこかとか、お金の流れとかが全部見える化になりましたので、今後、各自治体が産業政策を打つ上で、かなり定量的なKPIをもって回すようになるので、実は、企業からこの人たちが足りないですと言う前に、自治体が、この産業をこう伸ばしていくと、こういう人たちが足りませんねという想定が先回りしてできる世の中になりましたので、多分、そういった観点からもハローワークのような機能は、そうした地域の経済政策と一体に運用すべきだという、これは、行政の大転換となりますので、その辺の視点も是非入れて検討していただきたいと思います。

ハローワークについては、今、お話がありましたとおり、雇用対策部会というのが開始をされるということになりますので、また、精力的な議論をお願い申し上げまして、見直しの方向をしっかりと示してまいりたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

本当に適切でありがたいお言葉を頂いたと考えております。

それでは、これにて本日の合同会議を終了させていただきます。最後まで熱心に御議論を頂戴いたしましたことを感謝申し上げます。次第でございます。

どうもありがとうございました。

以上